



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

告示

(駐車対策課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造)

○川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評

価公聴会の中止 (温暖化対策課)

○県立学校間ネットワークシステム構成機器貸借に関する落札者等の公示(高校教育指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

○選挙管理委員会の招集 (選管委)

別記様式第8の3中「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2第1項第3号」に改める。

附則

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

告示

埼玉県告示第千三百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

会

三 代表者の氏名 田中 百枝

四 主たる事務所の所在地 埼玉県北本市高尾一丁目一二番地

五 定款に記載された目的 (変更前) この法人は、障害者が生まれ育った地域で社会的自立を確立するために、生活ホームの設立と運営及び支援を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、障害者が生まれ育った地域で社会的自立を確立するために、グループホーム(ケアホーム)の設立と運営及び支援を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

規則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月18日

埼玉県公安委員会委員長 田木 義文

埼玉県公安委員会規則第12号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-ngo.net/))により縦覧に供する。

平成十九年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年九月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉こころのかけ橋

三 代表者の氏名

川上 幸子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区太田窪五丁目七番五号コーポ太田窪二一〇号室

五 定款に記載された目的

この法人は、看護師や介護福祉士、訪問介護員、その他資格者、そして一般市民などを対象として、職場や家庭の中で発生する「こころ」の問題を解決する手段としての心理学講座を開催する。次に、様々な障害者や高齢者と

その家族に対して精神的な援助や家事援助、介護支援を行う。そして、その活動を行う中で障害者と高齢者の社会参加と社会復帰、社会進出も積極的に支援していく。

埼玉県告示第千三百九十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-ngo.net/))により縦覧に供する。

平成十九年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年九月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秩父音楽祭

三 代表者の氏名

宮前洋一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市本町三番三号 ちちぶびいどろ美術館内

五 定款に記載された目的

この法人は、住民、行政、団体などとのパートナーシップのもと住民が主体となった文化活動とまちづくりを推進し、文化振興並びにまちの活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百九十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)第十六条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千三百九十六号(川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催について)により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成十九年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

一件名

川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 事業者及び都市計画決定権者の名称

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

川島町長 高田康男

埼玉県比企郡川島町大字平沼一一七五番地

三 中止の理由

公述の申出がなかったため

埼玉県告示第千三百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年九月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステム構成機器貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県教育同県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

三 落札者を決定した日

平成19年7月20日

四 落札者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社 東京都新宿区西新宿

五 落札金額

2丁目1番1号 353,059,660円

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成19年5月22日

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年七月二十日

指令飯整第一九〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月十一日

飯整第一九〇〇二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字阿諏訪字ゆ乃字

一一七三番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯能市大字笠縫一五七番地一

ユージ 島崎二〇三号

奥泉 光生

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

指令飯整第一九〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月十一日

飯整第一九〇〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字鈴鹿七二

七番二、七二七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市北原台二丁目八番三一五〇

三号リブレ琥珀館

村田 源次

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

一 許可番号
平成十九年九月四日
指令飯整第一八〇〇六〇一号

二 検査済証番号
平成十九年九月二二日
飯整第一九〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県選管告示第百十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年九月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

一 日時 平成十九年九月二十一日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他

入間郡毛呂山町大字滝ノ入字下九四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一〇四一番地

鎌北建設株式会社
代表取締役 鎌北 龍児

| | |
|------|---|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表) |
| 印刷所 | 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷 | 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表) |